

☆自転車交通ルールについて☆

本校では、運動委員会の活動などを中心に、登下校中の自転車の安全運転について注意喚起を繰り返しています。ヘルメットのベルトをしっかりと締め、一時停止などのルールを守りながら安全に登下校する県北中学校の生徒は大変立派だと思います。しかし、「自転車通学の中学生と車でぶつかりそうになった」、「並列走行をされていてあぶない」、「急な飛び出しをやめるよう注意してほしい」との声が聞こえてくるのも事実です。

自転車利用者に対する乗車用ヘルメット着用の努力義務化を内容とする道路交通法の改正が行われ、自転車交通ルール等の周知徹底依頼がありました。事故や怪我のない学校生活を送ることができるよう、安全な登下校についてご家庭でもお話しいただくようお願いいたします。

特に、「車道が原則、左側を通行・歩道は例外、歩行者優先」「交差点では信号と一時停止を守って、安全確認」「夜間はライトを点灯」「ヘルメットを着用」等の「自転車安全利用五則」を活用し、自転車の交通ルールについて話し合ってくださいようお願いいたします。

知っていますか？

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課より通知 警視庁HPより引用

自転車通行方法等に関する主なルール 並進の禁止 「並進可」の道路標識があるところ以外では、並んで走ってはならない。 【該当規定】道路交通法第19条 【罰 則】2万円以下の罰金又は科料

「並進可」の道路標識を見かけることはほとんどありません。つまり、基本的に自転車は一列で走行しなければならないということです。ルールを守り、安全に生活してほしいと思います。

学校へのご意見ありがとうございました

「県北中生徒指導だより」の最後には返信欄を設けています。先日、保護者の方からご要望をいただきました。「学校でもネットやSNSについての講演をお願いしたい」との内容でした。学校で検討してみたいと思います。本当にありがとうございました。今後もたくさんの方からのご意見、ご要望をお待ちしております。

ご要望等あれば下線で切り取り、生徒指導主事(佐藤)までご提出いただければ幸いです。

.....きりとり.....

___月___日記入 ___年___組 生徒氏名_____ 保護者氏名_____
